

平成26年

南三陸町議会議録

第10回臨時会 10月21日 開会
10月21日 閉会

南三陸町議会

平成 26 年 10 月 21 日 (火曜日)

第 10 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第10回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成26年10月21日（火曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 後藤伸太郎君 | 2番 | 佐藤正明君 |
| 3番 | 及川幸子君 | 4番 | 小野寺久幸君 |
| 5番 | 村岡賢一君 | 6番 | 今野雄紀君 |
| 7番 | 高橋兼次君 | 8番 | 佐藤宣明君 |
| 9番 | 阿部建君 | 10番 | 山内昇一君 |
| 11番 | 菅原辰雄君 | 12番 | 西條栄福君 |
| 13番 | 後藤清喜君 | 14番 | 三浦清人君 |
| 15番 | 山内孝樹君 | 16番 | 星喜美男君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| 町 | 長 | 佐 | 藤 | 仁 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 遠 | 藤 | 健治君 |

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| 総務課長 | 三浦 | 清隆君 |
| 企画課長 | 阿部 | 俊光君 |
| 保健福祉課長 | 最知 | 明広君 |
| 環境対策課長 | 小山 | 雅彦君 |
| 産業振興課長 | 高橋 | 一清君 |
| 産業振興課参事 (農林行政担当) | 阿部 | 明広君 |
| 建設課長 | 三浦 | 孝君 |
| 建設課技術参事 (漁集事業担当) | 宮里 | 憲一君 |
| 危機管理課長 | 佐藤 | 孝志君 |
| 復興事業推進課長 | 及川 | 明君 |
| 復興用地課長 | 仲村 | 孝二君 |
| 復興市街地整備課長 | 沼澤 | 広信君 |
| 上下水道事業所長 | 羽生 | 芳文君 |
| 総合支所長兼 地域生活課長 | 佐藤 | 広志君 |
| 公立志津川病院 事務長 | 佐々木 | 三郎君 |
| 総務課長補佐 | 三浦 | 浩君 |
| 総務課財政係長 | 佐々木 | 一之君 |
| 教育委員会部局 | | |
| 教育長 | 佐藤 | 達朗君 |
| 教育総務課長 | 佐藤 | 通君 |
| 生涯学習課長 | 及川 | 庄弥君 |

事務局職員出席者

| | | |
|--------------------|----|----|
| 事務局長 | 芳賀 | 俊幸 |
| 主幹兼総務係長 兼議事調査係長 | 三浦 | 勝美 |

議事日程 第1号

平成26年10月21日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 行政報告
第 5 議案第 121 号 工事請負契約の締結について
第 6 議案第 122 号 財産の取得について
第 7 議案第 123 号 町道路線の認定について
第 8 議案第 124 号 町道路線の廃止について
第 9 議案第 125 号 教育委員会委員の任命について
第 10 議案第 126 号 平成 26 年度南三陸町一般会計補正予算（第 5 号）
第 11 議案第 127 号 平成 26 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

第10回目の臨時会でございます。本日はよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年

第10回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第10回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成26年第9回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、台湾を訪問いたしました件についてご報告をさせていただきます。

東日本大震災の被災に際し、多大なるご支援を頂戴した台湾の皆様に直接的に感謝を申し上げ、さらに今後のインバウンド事業の可能性を高めるため、10月2日から5日まで4日間の日程で台湾を訪問してまいりました。

訪台の最大の目的であります（仮称）公立南三陸病院・総合ケアセンターの建設費用22億2,000万円をご支援いただいた台湾赤十字組織の王会長、及び震災により流出した給食車、給水車などのご支援をいただいた台北市松山慈祐宮の陳董事長を訪ね、これまでの支援に対する御礼申し上げるとともに、今後の相互の交流につきましても継続的な実施を約束いたし、しっかりと握手を交わしてまいりました。

その後、日台の交流推進団体である公益財団法人交流協会台北事務所を表敬訪問し、日台交流の現状をご説明いただいた後、台中市で国際旅展を視察し、台湾の方々の訪日旅行への関心の高さを強く感じてまいりました。また、本町への誘客の可能性について現地旅行会社にて訪日旅行を企画する実務担当者を招いて、当町のPRと旅行企画の検討についてお願いするとともに、今後の体制整備に必要な課題等について大変有意義な意見交換をすることができました。

訪台の最後に、台北市で人気のエリアを会場にありがとうプロモーションとして、台湾の皆様に本町へのご支援に対する感謝の気持ちを直接お伝えするイベントを開催いたしました。この日は、あらかじめ新聞等で感謝を伝えながらイベント開催について告知していたこともあり、多くの人出で終始にぎわいを見せ、インバウンド事業の参考資料とすべくアンケートを実施したところ快くご協力をいただき、用意いたしました2,000部のパンフレットを全て配布するなどたくさんの方々と交流することができました。

今後につきましては、これら交流をきっかけといたしましてインバウンド事業として誘致が図られるよう、モニターツアーの実施や教育旅行の可能性についても検討を進め、あわせて体制整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、竹下 亘復興大臣の来町についてご報告をさせていただきます。

去る10月13日、竹下復興大臣が来町いたしました。今回は、気仙沼市から本町、東松島市を訪れる行程の中で、本町では南三陸さんさん商店街を視察後、役場会議室にて町議会議員皆

様の同席のもと意見交換会を行い、その後五日町の高台から旧志津川市街地をごらんいただきました。

竹下復興大臣から復興のつち音は間違いなく聞こえ始めている。さらなる復興の加速化を図りつつ、被災地の皆様に一日も早くふるさとを取り戻していただくために、皆様とともに復興を進めていきたいとの挨拶があり、私からはこれまでのご支援への感謝と被災の状況を説明するとともに、復興に向けた住宅再建や生活再建の重点的な取り組みについてと基幹産業である水産業と観光業での将来に向けた明るい兆しも見えつつある現状について申し上げました。あわせて今後顕在化してまいりる具体個別の課題として、伊里前地区における地盤かさ上げについて効果促進事業の一括配分における使途拡充について及び被災地の望む復興に合わせた制度設計、運用についての3項目を要望し、継続的な国の支援をお願い申し上げました。

大臣からは、互いに知恵を絞り復興を進めなければならない。大事なことはふるさとを取り戻すことであり、現時点でできないことをどうやればやれるのか本音で検討していきたいとの回答をいただいたほか、復興は集中復興期間の5年で終わるわけではない。復興が終わるまでの復興期間であり、今後も被災地に寄り添い復興を進めていくとのお言葉を頂戴いたしました。

私といたしましても一つ一つの課題と向き合い、一日も早い南三陸町の復興を目指して、全力を挙げて取り組んでまいりる所存でございますので、皆様方の特段のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 引き続きまして、今回25件ぐらいあるんですかね、報告がなされておりますが、1件1件、まず基本的には復興に対しての工事であり、それが発注されて入札されてという事業ですので、町の復興が前に進んでいくために必要な手續なんだということは

認識しているつもりでございますが、全般通してちょっと1点確認というかお伺いしておきたいなと思ったことがありますて、復興、そのスピードを上げて復興のつち音が聞こえてくるという先ほど大臣のお話があつたんだという報告もありましたけれども、そのスピードを上げると同時に以前総務常任委員会でも報告の中で上げさせていただいたと思ったんですが、スピードと同時に安全であるとか丁寧さみたいなものも同時に担保して、しっかりと気にかけていかなければいけないと思います。さまざまな工事がいろいろな方面でいろいろな地区で同時に始まつていくと。やっぱり町を車で走つてると、あちらでも工事をしている、こちらでも工事をしていると。それは復興のために必要な工事なので、当然その業者さんとかは安全に十分注意して行つていただいているんだろうとは思いますが、その発注者としてどの程度、例えば1件1件の工事が別々に行われるのであれば、業者さん1社1社に一言申し添えるというぐらいである種十分なのかなとも思いますが、町でこう一斉に工事が始まる今の状況の中で、町としてどのように対策というか対応というか、何か取り組んでいることがあればちょっとお伺いしておきたいなと。この二十数件の工事が同時に入札が行われていると、同時でもないですが発注されているという状況を見てふと思つたので、ちょっとお伺いしておきたいなと。

先に申し上げておきますけれども、安全性を確保するということが結果的にスピードを上げていくことにもつながるだろうと思います。どこかで事故があつたりふぐあいが生じた場合には、またその変更であつたりそれに対する対応というのはとらざる得ないわけですので、今の時点で震災から3年半たつて少しその辺もゆっくりとというか、一度振り返つて洗い直していく時期なのでもないかなと思いましたのでお伺いしてみたいなと思いますが、いかがでしよう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おっしゃるとおり町内各地で今いろいろな工事がされております。これを実は一くくりに安全をどうのこうのという議論もそれも可能かと思いますが、一つ考えていくべきなと思っていいますのは、地区ごとに1つの戸倉地区であり、志津川地区であり、歌津地区であり、そういう一くくりの中で工事の協議会といいますかそういうのは必要だらうと考えています。その中で、地区における安全性の確保と共通課題として取り上げるべきではないかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） お伺いしたかったのは、町として統一として全地域的にこういう安全

基準でやっているんだという話を聞きたかったとかそういうことでなくて、現時点で何でしよう、震災後全ての工事において一定程度の安全基準、安全に対する対策というのはとられてきたんだろうと思いますが、それがずっと継続して行われているのかということと、町の状況、地域の状況と置きかえてもいいんですけれども、が変わってきたときに、新たに対策をとる必要が生じてきてはいないかということを現場の実感としてあるかどうかということをちょっとお伺いしてみたかったなという思いがありますので、その辺どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防集とか漁港もそうなんですけれども、大きい工事については、その工事ごとに安全対策をとってやっているという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げたのは、もう少し大々くりで地区内で漁港もあり防集もありいろいろな工事が入っているという中では、その地区ごとのそういう一定的な取り決めというのは必要だらうと考えています。それと当然議員おっしゃるように日々状況が変化をしておりますので、その状況変化に合わせた安全対策というのは当然必要なものだらうと。それについては、発注者側として受注者側に意見を申し上げていますし、そのとおりやっていただくということが基本だと考えておりますし、今後とも続けていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 工事関係ですかね、2ページ石泉線仮設配水管の布設ですかね、これはどこを何のためにやる工事なのか伺いをしたいと思います。

それから、4ページ、これも塩の浜の配水管の布設関係であります、これも何のためなのか。今度の防集の関係なのか、その辺の説明をお願いします。

それから、泊の防火水槽ですね。これが増設になるのか、あるいは防集の関係でつくるのか。被害を受けたためにつくるのか。

この3点ですか、3点について伺いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私から泊浜の防火水槽についてお話ししますが、ちょうど場所は泊のセンターのちょっと1本裏側の通りになりますが、今既存の防火水槽がございますが、ちょっと漏水しているという状況で、改めて壊しまして新たにつくるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 私からは2ページの石泉線の仮設配水管の布設工事でござ

いますが、これにつきましては、三陸道工事によりまして支障になる仮設配水管を移設する工事でございます。

それから、4ページの葦の浜配水管布設工事でございますが、これにつきましては、西田・細浦ですか、防集に水道水を供給するための75ミリの配ポリを布設するものでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 一番最後から説明を受けたんですけれども、泊浜の防火水槽は（「マイク寄せて」の声あり）漏水ということでつくり直すんだということですが、いつから漏水していたのか。あそこは津波が行かない場所かなと思いますが、いつごろから漏水して現在はどうのような内容になっているのか。水が保てなくなっているのか。その辺、もう一回。

それから、石泉線は三陸道の関係でわかりました。

それから、細浦が何となくわかってわからないようですが、もう一回はつきり説明してもらいたい。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 泊浜の防火水槽につきましては、震災後、若干漏水の量は多くはないんですが、水位がどうしても減っているということもございまして、海岸沿いでありますので、それを取り壊して新たに設置するということでございます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 葦の浜配水管布設工事でございますが、これにつきましては、西田・細浦防集に給水するために現在、将来的には45号線から45号線に東浜配水池から伊里前に給水することで何度も申し上げておりますけれども、その一環として西田・細浦防集の近くに配水管を現在200ミリで布設中でございます。それを本来は東浜から伊里前の方向に流すのですが、それを用いまして伊里前の水源から西田・細浦防集に行くために逆方向に200の配水管を使います。それをつなぐための今回工事でございます。75ミリを布設いたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そうすると細浦前はわかりました。細浦の関係、これは前の歌津の管から引くと。今度の防集で。そういうことでいいですか。水が十分なのかなというのを考えているものですから伺いしているわけですけれども、その辺はどういうふうに課長判断していますか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 議員おっしゃるとおり歌津の水源から防集に引くと。水量については、特に問題はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。工事関係から1件と委託関係から1件伺いたいと思います。入札への町内の参加業者について伺いたいんですけども、500万円前後の工事に関して10月6日、9日、同一の業者が幾つも落札しているということがないようなので、今の時期仕事がないということはないんでしょうけれども、町内の業者に入札の結果として仕事が満遍なく回っているのかどうか伺いたいと思います。

委託関係で10ページ、業務内容について伺いたいんですけども、用地交渉一式とあるんですけども、これはどういった形の用地交渉なのか。委託業者が担当するんでしょうけれども、どういった状況なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町内の業者の受注状況でございますけれども、瓦れきがあった当時は、確かにどの業者さんも従業員がいればいるぐらい逆に仕事があったと、幾らあっても足りないという状況でございました。それから比べれば若干手薄になったといいますか、仕事が足りないのかなという感想を持っている業者もあるようでございます。

ただ、発注に当たりましては、当然1,000万円以上については制限つき一般競争入札と、それ以下については指名競争入札とやらせていただいているところでございます。指名につきましては、基本的には町内の業者ということで、受注機会をそれぞれ確保しているという状況になりますが、じゃ、満遍なく行っているかどうかという問題になりますと、それぞれ業者さんの力量もございますので、1個でいっぱいの方もいますし、10個あってもまだまだ足りないと、まだまだ余裕があるという業者さんもいるので、そこは一概にちょっと言えないのかなと感じております。

それから、委託関係でございます。今回防潮堤の用地調査について発注をしております。基本的には、幅ぐいを打ってそれぞれ個人の方の買収に必要な面積を算出するという業務になります。当然その中で、行政側が毎日行って関係者の皆様と話し合いをするというのも、数多くあるものですからなかなか無理があるということで、一定の部分の説明については、業者さんにもやっていただきたいということで今回業務の中に含めさせていただいております。

最終的な契約の締結とかという部分につきましては、当然町の職員が行うわけでございますけれども、その手前の部分ですね。個人の方に例えば普通は幅くいは黄色いくいを打ちますが、この黄色いくいの意味合いはどういう意味合いなのか。そういうのは当然現場で聞かれます。当然それが業務の中に入っていないと、それは役場に聞いてくれというケースが結構あるんですね。そうしますと、問い合わせしたほうでは、この間業者に聞いたけれどもさっぱり私の言ったことに答えてもらっていないということで、いろいろ後で苦情をいただくことが大変ございます。それが後での交渉に妨げになるということは十分考えられますので、そうではなくてもし地権者の方から業者の方が聞かれても当然丁寧に説明できるようにということで、その辺の経費を盛り込んだものでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町内の業者についてはわかったんですけども、先ほど答弁あった余裕のある業者ということでありましたけれども、ちなみに今ランクによって仕事もいろいろあるんでしょうけれども、例えば町内の業者がよその自治体に行って仕事をしている例も多分あると思うんですけども、そういった状況は多くあるのか少なくあるのかだけ伺いたいと思います。

それから、用地交渉についてなんですかけれども、今回この入札のあれは防潮堤に関する段取りとしての用地交渉ということでわかりましたけれども、そこで関連で伺いたいんですけども、本来復興関係じゃなく普通の町単独なり補助金でする事業において、道路その他いろいろな関係で用地交渉が必要だと思うんですけども、誰が担当するのか伺いたいと思います。実は、私先日波伝谷の移転の団地の話を聞きましたら、ちょうど真ん中に畑の部分が残るとそういう事例もあったみたいですので、用地交渉はどういった形で誰が担当するのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町内業者が町外においてどのぐらい受注をしているかということについては、なかなか調べようがないというのが実態でございます。ないことはないんですが、

いずれ技術者等の登録をしていますので、その機関に問い合わせをして一個一個聞かざるを得ないという状況でございますので、今のところその辺については把握はしておりません。

それから、用地交渉の仕方でございますけれども、基本的にはその計画があつての用地交渉ということになりますので、まずもって道路でも防潮堤でもそうですがけれども、計画の説明を皆様に申し上げます。その時点では、もしこの内容でよろしければ次に幅ぐいを打つて、皆様方のご承諾をいただきたいという手順になるかと思います。当然その場合、用地の幅ぐいを打つてからいろいろな考えがございますので、変更を求められることもございますので、基本的には設計を担当する者と用地担当する者が2人で説明に当たるというのが基本的なスタイルになるかと思います。

我が町で申し上げますと、当然工事関係は建設課で職員を出すと。それで、まだはつきりは決まっておりませんが、復興用地課という一つのセクションもございますので、なかなか建設課で手が回らない部分については、そちらのお手伝いもいただきたいと考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町外に仕事に出ていた業者とのことはわからないということでわかりましたけれども、結構私、朝に犬と散歩していると、朝早くから町内の業者さんの従業員の方たちがどこかに出かけているみたいですので、それで結構多くよその自治体の仕事もとっているのかなという思いで聞いてみたんですけども。

それで、もう1点用地関係なんですけれども、大体わかりましたけれども、そこで私聞きたいのは、先ほど波伝谷の例もとりましたけれども、用地交渉がこじれたというか承諾をもらえない場合というか、そういったときの交渉というかどういう形で臨んでいるのか。私そこをちょっと聞いてみたいんですけども、例えば1回、2回行ってだめだったら、はい、わかりましたみたいな感じでやっているのか。そうはならないと思うんですけども、結果的に何かそういう状況にも陥ると思うので、そのところをお聞きしたいと思います。私、なぜ誰が担当しているのかということを聞いたんですけども、こういった町の仕事というか工事等は、用地の交渉というんですか折衝というかそれが一番私は重要なことだと思います。そうすることによって、町の人たちがいっぱい便利になつたりそうでなかつたりすることが多いと思うので、普通の大きい道路みたいに使ってもらいたいところの山を通るような用地交渉でしたら簡単なんでしょうけれども、その点についてもう一回伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分朝早く行っている分は、町内業者さんもそれぞれ下請に入っているケースもございます。元請じやなくて。多分その朝早いのはそういう業者さんじゃないかなとは思われます。

それと、用地交渉ですけれども、私はよく言われたのが、お願いに行って断られてからするのが交渉だと言われております。当然、皆さんそれぞれ経過がございますので、そういうお願いをされたときに皆さん100人いれば100人わかりましたという方だけではなくて、ほとんどの方が懸念の色を表すというのが普通でございます。ですから、普通はそこから始まるのが初めて交渉だと。いずれ多かれ少なかれいろいろな課題が当然あるわけでございますので、ただ復興事業に当たりましては、一応期間の決まりというのがございますので、もしそれがなければ、ある程度の無理なことがあっても何度も行ってお願いすることになるかと思います。期間的な、工期的なものを考えると、そこは諦めてほかのルートなりほかの場所を探すという一つの選択が多分出てきたんだろうと考えていますけれども、用地交渉は基本的な姿勢とすれば、やはり町としてそれから職員としてもそこの事業を絶対なし遂げるんだという気持ちをもって相手に伝えることが一番重要なんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 10番山内です。

5ページの防火水槽のところなんですが、保呂毛地区とそれから歌津の草木沢ですか、地区の2つが今ここに載っていますが、これはあれですか、400万円ほどの1つ予定価格になっていますが、これは新設なんですか。それとも直すんですかね。前はなかったんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは11ページなんですが、平成26年度の町道寄木線ということで構造物の設計委託となっていますが、これは前回もお話ししたと思いますが、いわゆる決壊した道路の補修といいますか仮設工事なのか。いわゆる応急工事なのか。その辺ちょっと尋ねしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、防火水槽についてお答えしたいと思います。

保呂毛地区の防火水槽につきましては、これは新設でございます、改めて。それから、下の段の草木沢につきましては、既存の防火水槽がございますが、大分老朽化しておりますのでそれは解体しまして、改めてつくり直すという施設でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補正予算の説明の中ではしょっている部分がございましたので、改めて寄木線に関するご説明をさせていただきたいと思っています。寄木線に関する補正予算については、3件ほど計上させていただいております。工事については、応急の土砂撤去工事が1件でございます。それから、委託料に関するものを2件計上しているところでございます。1件目につきましては、土砂崩壊した場所の復旧方針を決定する委託料でございます。

それから、もう1件、その場所とは違う箇所でございますけれども、伊里前から寄木に行く下り、坂を越えて下るわけですけれども、その途中にブロック積みがありますが、それが震災後特に傾いてきているという状況で大変危険だということで判断をいたしまして、その復旧計画を立てなければならぬということで、3件ほど関係予算を計上させていただいています。今回11ページに記載しておりますのが、その危険な擁壁を改良する部分の設計でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 課長の今ご説明いただきましたが、新設について、今までなかったんですから、これは当然すぐつくっていただければ地元の方にとっては安心かなと思います。また、この草木沢については既存のやつを改めてつくり直すということですが、これだってやっぱりこれから空気が乾燥して火災シーズンといいますか、そういうことを防止する意味で、初期消火のためにはぜひ必要かと思います。

それと関連して、実は入谷の山の神平地区に古い防火水槽がありますが、私も地元なものですからちょっと時々消防団の活動というか仕事を見ていますが、どうも水槽がむき出しになっている関係で土砂がいっぱい入るんですよ。3分の1ぐらい土砂で、それから水はそこから上にたまるものですから水量が容量の何分の1といったこともありますので、これから町の都合もありますが、計画的にそういった補修工事とか、あるいは改良工事を進めていっていただきたいと思いますが、その辺の計画性といいますか見通しというのがありましたら、お願いしたいと思います。

それから、今この道路ですね。寄木線の道路については、やはり道路というのは1カ所でも欠損箇所があれば通行できないですから、大変でしょけれども少なくとも通れるような、通行可能な工事といいますか、改良工事あるいは応急工事といったものは取り急ぎ進めさせていただきたいと思います。特にこれから浜は浜の仕事が忙しくなるわけですから、そういう点でお願いしたいと思いますが、前の大きな崩壊した場所というのは、本工事というの

はいつごろの見通しなのか、もしわかりましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 防火水槽につきましては、いざというときに使えない防火水槽の機能を発揮できないと思いますので、いずれその安全面あるいは容量等につきましては、点検しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線の復旧方針でございますけれども、土砂撤去工事に関しましては、急ぐということで随意契約で業者と契約をしたところでございます。それで、本復旧につきましては、前回の議会でも申し上げたとおり多額の予算を必要とするということでございまして、国の補助事業導入に向けて県と今協議をしているという状況にございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

1ページの上段、歌津地区の漁港の物揚場クレーン、これは単柱式あるいは門型のやつと4基の2基とあるんですが、これは場所を教えていただきたいなと思います。

それから、2ページのここに災害復旧ということで関連になるんですが、1地区で雨水による被害といいますかがけ崩れ等も出ておりまして、再三いろいろ個人の関係上の事情もあるようありますが、この間の台風によりましても大変雨水がたまって行き場所がないということで、地区の消防が出て排水したという場所があるわけなんですが、課長には何ヵ月か前の大雨のときもそこは見ていただいたんですが、そういうところに対しての災害が起きる前の処置、対応、このようなことはできないものか。その辺あたりどう考えているか、お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 歌津地区のクレーンでございます。基本的には、物揚場に設置してあるクレーンの改修といいますか工事でございまして、北から申し上げますと湊、田の浦、石浜、館浜、稻淵、藪の浜になります。

それから、失礼しました。雨水対策でございますけれども、基本的に町で管理する水道等であれば一定の改修なり災害復旧なりの対応が可能なんですけれども、個人の敷地内にあるいわゆる個人の中を通っている水路というのがございますので、その辺については、なかなか町としても直接そういう工事の実施は難しいものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） このクレーンについては、そうするとこれは町単の部分ですか。でもないのか。町管理漁港の部分なのか。県管理の部分は修理して使っているところもあるんですが、その部分への対応というのは町としてはどのように考えているんですかね。これは何といいますか修理なのか、新規にやるのか。その辺あたりどうなっているのか。全部取っ払って新しくつくるのか。あるいは、今あるものを修理して使うものなのか。

大変雨水については、個人の部分であるということは重々承知なのであります、なかなか個人でできるような状況、場所でもないようなわけですよ。津波によってがけが崩れて、民家まで近づいてきているわけですよ。それが、再三雨水等によってさらに浸食が進んでいるという箇所もありますので、大変難しいんだろうとは重々承知ですが、やはりそういうところも手をかけるべきだなと思っているんですが、今後どうでしょう、それは。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） クレーンについては、町で管理している部分になります。基本的には、それぞれのクレーンについては、各地区で補修等が既に終了して使っているものでございます。ただ、ご存じのように物揚場を復旧する場合に、前に1メーターは前出しをしているということで、実は腕が1メーターほど必要な部分が短くなったということで、大変危険な状態で作業しているというのが実態でございまして、それで例えば一例を申し上げますと、釜の浜につきましては、震災後新たに地区の新設をしております。ただ、その中で町としてもいろいろな協議を受けながら専用許可を出しているわけでございますけれども、結果として1メーター前出しをするという情報が地域に伝わっていなかったと。説明が足りなかつたかどうかはちょっと今となってはなかなかわからない部分ですけれども、結果として1メーター短いものをつくってしまったということなので、ここは町のそういう意味での説明が不足していたんだろうと。それで、1メーター足す分について、また地域の方にご負担いただくのはなかなか難しい面があるということで判断をいたしまして、1メーター腕を足す分の費用を町で負担をするということで、今回工事を発注したところでございます。

それと、なかなかこれは町内いろいろな箇所にそういう同じような例が多分あるのではないかと思っています。なかなか町としてはやはり復興庁の話ではないですけれども、やれるものとやれないものが当然ございますので、いずれやるとしても受益者の皆様から相応の負担をいただきながらやるしかないかなと考えられます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、そのクレーンは町の責任と。説明不足だからその部分を補

ってやると。であれば、その他の何といいますか地区地区で、地区の負担の中でやったところへも、今こうなってからさかのぼってやるのかという問題もありますが、やはりある程度町でも見てやるべきではないのかなと。大した差はないと思いますよ。説明不足と言ひながらも、だから今後ももしそういう話が出てきましたら、そこは救ってやるべきであろうなとそう思います。

それから、雨水に関しても本当にどうにもならないということありますので、やはり大きな災害になる前に、ちょっと手を加えることによってそれが避けられる可能性も十分ありますので、今後考えていただきたいなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 多くの工事発注、入札が行われたようです。指名競争入札、一般競争入札と2種類の契約方法がありますが、新しい何といいますか業者さんといいますか、聞きなれない業者さんも何社か出てきているんですけども、制限つきであれば地元の業者さんということで従来からの我が町で我々も知っている業者さん、一般競争というと初めて目にするとといいますか耳にする業者さんも入っているんですね。一般競争というと、全国からあるいは宮城県内からと新しい業者さんが入るたびに、担当課としてもいろいろと調査しなければならないんですよね。大変事務作業といいますか労力も費やすという何といいますか、短所というかいろいろな問題も出てきているのかなと。

その指名願い、以前もちよとお話を聞いたことがあるんですが、指名願いの何といいますか締め切りあるいは期間、この間ちよと話を聞いたかと思うんですが、あれは2年に一遍なんですかね。指名願いの受け付けというのは。その2年更新というのかな。そうすると、その期間までにお願いを出してないと2年間入札参加できないというそういう問題が出てきている。震災事業も数多くありますので、できれば1年とか半年とかに区切って受け付けなども必要なのかなということも考えておりますので、できるだけそういう方向でやられたほうがいいのかなという思いもいたしております。

それから、落札率、皆さんといふか各会社さん、一生懸命になって積算されていまして入札に参加されているようで、入札回数を見ますと大体皆1回で立派な入札がとり行われているなど。この落札率なんですが、全てが90%以上の落札率になっておるようです。これは建設課長なのか、総務課長なのか、ちょっとその額にもよるかと思うんですが、その落札率、たしか私の記憶では93だか95%以上の落札率の場合、公正取引委員会に報告みたいな規制といいますか決まりが定まった。去年あたりだったかと思うんですが、1億以上なのかどうなの

か。ちょっと私も今金額が定かではないんですけども、その辺市町村にどういった通達がなされておるのか。これは、宮城県がそういうことで義務づけられたんです。95だか以上の落札率であれば、公正取引委員会にその内容を報告しなければならないということになっているんですが、市町村の場合、総務課長あるいは建設課長でそれを把握されているのか。あるいは、この震災事業だからそういうのが緩和されているのかどうなのか。その辺どうなっているのか。緩和されてやらなくてもいいのであればなおさらいいんですが、そういったことはどうなっておるのか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、1件目の指名願いの関係でございますけれども、2年に一遍の全体の更新というのは議員ご指摘のとおりその形で取り計らってございますけれども、ただ震災後受注件数が多くなってまいりまして、当初の登録事業者だけでは何とも難しい状況も確かにあるというのも認識してございますので、ことしについては、本年度から2カ年という形でもう既に制度は発効してございますけれども、新年になりましたら来年1カ年に限る形になりますけれども、来年の例えは1月から3月の間に27年度に新しく受注機会を設けることができるようという形で、追加で募集という形もとろうかなと考えてございます。

ただ、あくまでも大きくは2年更新でございますので1年間だけという形になりますので、これはまた28年になりましたら2カ年度の更新を行っていただくという形になろうかと思います。

あとは公取委の関係でございますけれども、落札率の関係でそういった指摘事項というのは特に入ってございません。やはり不正入札とかそういうことが見受けられる場合は当然報告義務がございますけれども、落札率に関して報告義務という形はなかろうかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、指名願いの提出、27年は1月から3月までの期間、これは特別といいますか、あとは2年に一遍ずつになるんでしょうけれども、この震災の事業のためのということでありますのでぜひそういった内容をやっていただいて、業者さん多くの方々に要は入札不調がならなければいいのですから、そういったことでも大事なのかなということも思いますし、またさらにだからといって地元の事業者さんは大事でありますから、地元の業者さんが有利といいますか、仕事がなくて困っているような状況にならないように、その辺は行政差別ではないんですけども、地元業者の育成というものは一番掲げられて

ることでありますから、ぜひそういったことにも重点を置きながら執行していただきたいと思います。

それから、落札率の公正取引委員会の報告、そうしますと県から市町村にはそういった通達は今のところなされていないということですか。県どまりなのかな。私はもう県がそういう規制といいますか決まりがなったものですから、並行して市町村にも来るのかなと思っていたんですが、それでは市町村は別に100%であろうが何であろうが、不正でないというか不正と判断しない限りはこれはいいという判断でこれは間違いないですかね。その辺ちょっと確認してもらいたい。私の記憶がどうなのかちょっと私も今ここで断言はできないんですが、私に入っている中には、これはたしか95%以上の落札率であれば、公取にその事情を報告しなければならないということになっていますので、それはちょっと確認していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第121号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第121号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した伊里前地区公共下水道の災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 詳細について説明させていただきます。

議案関係参考資料12ページをお開き願います。

1は工事名でございます。23都災第3651号下水道災害復旧工事4工区でございます。

工事場所は、南三陸町歌津字伊里前地内でございます。

工事概要でございますが、本工事につきましては、伊里前処理区の下水道災害復旧事業でありまして、平成25年度から平成26年度への繰り越し分の工事でございます。河川工事等の支障になる現在使用していない下水道管の撤去工事5工区分のうちの第4工区でございます。

撤去工事箇所につきましては、13ページをごらんいただきたいと思います。

少々わかりにくい図面ですけれども、中央左側から右側に伊里前川を示してございます。撤去箇所は、伊里前川右岸で赤くマーキングしている部分でございます。横のラインが主に旧国道45号線沿いに埋設されている部分で、縦のラインが町道寄木線に埋設されている部分でございます。既設管撤去延長は905.8メートル、撤去マンホールは34箇所となってございます。

再び12ページに戻っていただきます。

入札状況につきましては、4番から10番まで記載のとおりでございます。

14番、工事期間につきましては、本契約締結の翌日から平成27年3月20日までとなってございます。

また、14ページには工事請負仮契約書を掲載してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 10 分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、おそろいで休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 午前中に行政報告の関係で、三浦議員から落札率と公正取引委員会の関係はどうなっているのだというご質問がありましたので、改めて県の契約課等とも確認をいたしました。宮城県においても、落札率がたとえ100%に近い場合であっても特段そういった手続等は行っていないということなので、落札率が当然100%ということは、ある意味予定価格が漏えいしているんじゃないいかとそういった疑念も抱かせるところでございますけれども、ただ一方事業者にとっては、最近の積算技術からして当然きちんとした設計金額を吐

き出して、それで入札金額を出しているということでございますので、限りなく100%に近い落札率であっても、それは全く法的には問題がないという形だと思います。制度的には問題ない。全くございませんので。（「何課に問い合わせをしたのか」の声あり）契約課です。

ただ、本年9月1日から県で予定価格1億円未満の工事について入札不調が高いということもありまして、土木工事と建築工事を除いた予定価格1億円未満の工事については、通常の入札行為ではなくて総合評価落札方式に制度的に切りかえているといった情報もございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

それでは、議案第121号の担当課長による細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 行政報告でもちょっとお話をさせてもらったんですけども、この会社、初めての会社といいますか契約相手なのかなど。南三陸に営業所を持っているということですけれども、これは本社はどこにあるのか。それから、2年間の指名願いを出しているんでしょうけれども、この会社はいつ指名願いが出されておるのか。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） ヒルトでございますが、本社につきましては宮城県七ヶ浜町です。それから、入札参加資格審査申請があったのは、平成26年4月1日となってございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 制限つき一般競争入札でようから、この調査をなさったと思うんですね。会社の調査ですよね。そこでランク的にはどういうランクづけでおるのでしよう。我が町のランク。資本金とかそういうのは今わかっていますか。従業員数とかその辺のところでですね。多分当てはまっているから大丈夫だということでやられているんでしょうねけれども、何せ初めてなものですから実態が見えないんです、我々。今休憩してその会社の本社に行つても構わないんですけども、そうはいかないと思うので口頭でわかる範囲でよろしいですから。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） ちょっとお待ちください。

自己資本金が4,690万円です。それから、総合評価が690点で、技術者数が1名なので、Bランクかと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第122号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第122号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第122号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉地区の防集藤浜団地に整備する集会所の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第122号について細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、藤浜防集団地内に整備予定の集会所及び外構など付帯施設につきまして、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から買い取りするものでございます。取得金額につきましては2,883万6,000円でございます。

今回藤浜の集会所も含めまして、今後におきましても浜々の防集団地に整備する集会所につきましては、事業の円滑な推進、あるいは職員のマンパワー不足を補うために木造の戸建て

の災害公営住宅同様、木造協からの買い取り方式にて整備をしたいと考えてございます。

議案関係参考資料の15ページをお開き願います。

4の事業概要でございますが、藤浜防集団地の造成工事におきまして整備いたしました公益的施設用地、敷地面積が460.88平米の敷地に木造平屋建ての集会所1棟、99.37平米、約30坪の集会所のほか外構部分も含め附帯施設を整備するものでございます。

5の整備スケジュールにつきましては、ご承認をいただければ来月には工事に着手し、本年度末に引き渡しを受ける予定で進める計画でございます。

16ページには土地利用計画図を示してございます。集会所用地につきましては、オレンジで着色になった位置でございます。

17ページには敷地全體内の配置図、18ページには平面図、そして19ページには集会所のイメージパースを添付してございます。

各部屋の配置や面積など整備計画の策定に当たりましては、団地及び地域の世帯数を勘案して整備戸数など一定の方向性を示しながら、現在も地域の方々と打ち合わせを行った上でのものでございます。

今後の整備団地におきましても、造成工事等の合意形成と歩調を合わせながら、それぞれの地区の世帯数などを勘案して整備面積など一定の方向性を示しながら、地域の方々と現在基本計画をまとめているところでございます。

なお、今年度につきましては、藤浜団地だけと予定となってございますが、来年度につきましては、8地区の整備を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 集会所ということで藤浜団地、町内最初の防集団地ですので一番最初に集会所の計画が上がってきたんだろうと思います。今説明をお伺いしていく中で気になっていたのは、地元の方ですね。実際使われる方がどういう希望を出されていて、それがどの程度盛り込まれているのかということが気になっていたので、それについては、一定程度の打ち合わせ、お互いの理解があるんだろうというお話をしたので、それについては安心はいたしました。

藤浜という地域柄というか立地の場所を考えたときに、一体誰がどう利用していくのかということをどういう認識でお考えなのかということをちょっとお伺いしておきたいと思うんで

す。なぜかというと、日常的に使う人というのが団地の方もしくはその近隣にお住まいの方ということだと思いますが、もう1点考えなければいけないのは、何かあった場合に非常時、大地震、津波に限らず日常的に、先日も大雨がありましたけれども、災害があって道路が例えば通行できないとかという場合に、よりどころになる施設になっていくんだろうと思いまして、その際には非常時にはどういった方がそこを利用してどういう使い方をする予定なのかということが、どの程度想定されているのかということはちょっとお伺いしておきたいなと思っています。

それから、ちょっと関連になるかと思うんですが、以前災害公営住宅等は太陽光パネルを置きましょうと、再生可能エネルギーを使っていくんだという、あれは大体町としての一定の方針なんだろうと理解していたんですけども、例えばこの集会所というのは事業は違いますけれども、そういうお考えがあるのかどうかちょっと伺ってみたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） そもそも防集団地に本来であれば整備する集会所については、まず主体的にはそこの団地の方というのが一般的には言われております。ただ、当町の被災状況を見ますと、当然のことながら集会所も被災を受けているという地区がかなりございます。そういう部分も踏まえて、その行政区域内の世帯数というものを勘案して面積規模は決めていくということでございますので、使い方とすれば地域全体での使い方という考え方になってございます。そういう意味でも、防集の合意形成の中にプラスして地域の代表者あるいは地域の方々も含めて、間取りの問題でありますとかそういうものを合意形成を図ってきた経緯がございます。

それと、2点目の太陽光の関係なんですが、本来であれば集会所にも太陽光というお話を当然考えられるわけでございますけれども、有事の際の避難場所の指定がまだどういった形になるか決まっていないということもございまして、集会所として太陽光パネルを設置したいたしましても、いずれ管理主体は最終的には地域が担っていかなければならないという前提論で物事を進めておりますので、そういう中では地域からもなかなかそういうお話をいうものは出てこなかったということでございます。ですので、規模的にも自分たち地域として管理し得る規模ということで、地域の方々は考えているといった状況でございます。

なお、太陽光については別の問題として、当然有事の際に県道、下の398号あるいは藤浜地区、旧藤浜小学校近郊に残存の集落があるということもございまして、常にともしひといい

ますか、光だけはここが集会所だという目安を与えるためにハイブリッド型の太陽光、風力の外灯については設置をすると。これについては、藤浜団地だけじゃなくてほかの浜々の防集団地においてもそういういた目印的な部分には対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今のお話の中で、地域の方が集会所を利用していくというやっぱり考え方として2つあるというか、日常的にコミュニティーの形成に寄与するものという部分と、あとは災害時、非常の場合に今おっしゃっていただいたような明かりを何かあっても消えない、ここに集まってくださいというか、ここに明かりがありますよという常備灯を設置しておくというお考えがあるのであれば、いざという場合もそこに多くの人が集まるだらうと思います。考えとして、いざという場合に人が集まるのであれば、地元から例えばそういう太陽光にしてもどういう使い方をするのかという要望が上がらなくとも、設計段階でそういうことは見越していかなければいけないんだろうと思うんです。

関連するんですが、以前に災害時に拠点となるような施設というのを町内で幾つかピックアップして、そこに集中的に例えば物資を保管しておくとか、何か起った場合にそこが拠点になるんだというところを順次考えていくというお話がありました。その中に、具体的にこの集会所というのが当てはまるのかどうかというのは、はっきりと決定している部分ではないんだと思うんですが、そうされた場合にも対応できるような設計であるとかイメージというものは持っておかなければいけないんだろうと思うんです。事業が違うからとか決まっていないからといって、こっちはこっち、あっちはあっちで続けていくのだと、要は今までと一緒になると思うんですよね。

いざというときに明かりを見失わないように明かりをつけておくんだということであれば、これは単純に町民の目線として、いざというときはあそこに行けばいいんだなという認識になると思うんですね。利用し始めるときに、例えば使用の方法とかどういうふうに使っていくのかということを地域で話し合っていただくことだと思いますし、そこに対してこちら側から説明をする。ここに気をつけてくださいと例えば一定程度の注文をつけるということは必要だし、やるんだろうと思うんですけども、実際長く使っていくとそこを実際に使っている人たちの意識の中で、そこはどういう建物なのかというのがだんだん醸成されていくと思うんですよね。ちょっと済みません、回りくどいですけれども、避難所になり得るのかどうかと、そのための準備があるのかどうかと。平面図だけ見て判断するのというのは難しいと思うんですけども、倉庫が2層ですよね、これ多分。何を入れておくつもりなのかとい

うことまでもし、そこは細かいのであれですけれども、避難所になるんだろうなと考えると大丈夫かしらというのを個人的にちょっとと思いましたので、その点もう1点詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、集会所の目的という部分から入りますと、避難所という認識というよりは、地域のコミュニティー形成の場に活用するという認識が強いということです。

それと、危機管理上の観点の考え方につきましては、避難所も含めて危機管理課長から答弁をいたします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 現在の災害対策基本法の中には、避難所であるかどうかという一つの広がり、その地域の収容する面積とか、あるいは道路に関する輸送の状況とか一定の条件がございますので、それを精査しながら防災会議の中で避難場所あるいは避難所として指定することが可能ということであれば、意見を踏まえながら今後地域防災計画の修正等も考えていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 大きな目的として、いざというときの何というんですかね、自分が私としてそういう分野がすごく重要なと個人的に考えているという部分もあるんですが、そちらの要素もありつつ、大きな主たる目的としては日々の日常のコミュニティー形成に役立てていただきなんだということであれば、もう1点違う方向からお伺いしたいんですが、そのためにこの集会所に盛り込んだ機能であるとか施設であるとか、気をつけたこともしくは住民の間からこうしてもらうと使いやすいんだよねという意見が出た。それをちょっとぜひ教えていただきたいというか、知らしめておく必要があるんじゃないかなと思います。今後、今年度は藤浜だけというお話をしたけれども、間違いなくこういう集会所をあちこちでつくりていかなければいけない、整備していくなければいけないと思います。そのときに、その地域地域で必要とするものというのは違うと思いますが、できればだんだんというかよいものにしていきたいという思いがありますので、この藤浜ではどういう議論があつてどういう要望があったのかということを違う場所の集会所にある程度反映させていくとか、そのノウハウを蓄積していくということは必要だろうと思います。それが1点と、行政区内で例えば基本的には団地の方が使うんですが、近くにお住まいの方も日常的に使いますよというお話

がありました。その場合に、もし団地の方と近隣の方とで用途が、目的にしたいところが違うとか、あとは要望するもの、希望するものが相反するものがあったりとかした場合に、どういうふうに調整をしていくおつもりなのかということをちょっとお伺いしておきたいと思います。これは藤浜のお話なので、藤浜のことについては基本的には問題ないと思っているんですが、今後のこと想像すると、もっと人数が多いとかもしくは外、団地の中以外の方が使う人数が多い集会所というのも出てくるんだろうと思いますので、今のうちからその考え方の基本となるものというのは聞いておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集会所の基本的なベースを考える上で、これまで災害公営住宅サイドでくらしの懇談会という取り組みをやってきました。集会所にどういった機能を持たせるかという部分を公営住宅の集会所というパターンで、住民の意見を吸い上げながら基本ベースをつくってきたという経緯がございます。その基本ベースをもとにいわゆるたたき台として、防集団地も面積的な要件あるいは機能という部分はまずは示したというところです。

藤浜地区に限っていいますと、各地区今も合意形成過程の中で、集会所の各地区において基本ベースを示しながらご意見を伺っている場を設けておりますが、各地区によって郷土芸能の問題、そういったものもあって倉庫のスペースを大きくするとか、そういった要望等も出ているのも事実です。それと、先ほど来お話ししていた部分でちょっと基本的には集会所は団地の世帯数といいますか、そこがベースにはなりますが、町としては当然一行政区で全体で使っていくんだという考え方の上で、集会所のつくり込みについては行政区、団地に上がらない残存集落の方々も入れて意見調整しておりますので、いろいろな考え方あります。

藤浜の場合は、台所の使い方について女性の方が出席いただいて少し変えたと。うちのベースになったのは、キッチンの部分がいわゆるアイランド型でみんなでつくれるようなというお話をしたんですが、それがちょっと藤浜地区でははじめなかったということで、いわゆる従来型といいますかそういう形で、ただし調理台をやや大きめにといった要望も出されてございます。それと、集会室の北側になりますが、ちょっと見えにくいんですが収納棚というものの、これは使い方は地域がいろいろと地域の行事上、どうしてもほしいということであえて収納棚をつけるといったような細工をした経緯がございます。細かい部分まで上げれば切りはないんですが、いずれできる部分とできない部分がありますので、できる部分についてはそういった意見を反映する形で今後も引き続きやっていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと答弁漏れていましたが、いずれ管理というものは団地の方々だけが管理するものではなくて、藤浜の場合はあくまでも地域全体、いわゆる行政区で管理していくという一応方向性にはなっております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

私も今前者が言ったように避難所的な使用がもし将来考えられるのであれば、駐車場が少し狭いのではないかなと感じました。スロープがかなりあります、それでその辺の改善とか改良とかがもしできるのか、あるいはこれで十分なのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 避難所という位置づけは当課ではしていないということで、コミュニティ形成の場であるということでございます。

駐車場のスペースをできる限り設ければそれに越したことはないんですが、これは防集全体、造成工事全体にも言えることでございまして、一定の土地の制約がある中での苦肉の策ということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、このスロープをあえてつけたというのはどういうことだったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集会所用地が少し宅盤が高いこともありますし、それと排水を全面の道路側溝側に全て集約したいということもございますので、スロープを設けております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

私も若干伺いたいんですけども、集会所の場所についてなんですかとも、今後、今回この団地内なんですかとも、地域の集会所という位置づけのような今答弁を聞いていたんですが、ちなみに今後8地区つくる上で、例えば同一地区に団地が幾つかできる場合もあると思うんですけども、必ずというか団地内につくらなければいけないという制約があるのかどうか伺いたいと思います。

あとは何かあった場合ということで前者も聞いていたみたいですが、災害に関して、

私以前もこういった建物のときに、地域の先ほど課長答弁あった目的としてコミュニティーの形成、どういった機能ということで答弁ありましたけれども、私は地域の人が望んでいるかどうかはわからないんですけども、いつか申したように何かあった場合に関して災害も確かに大切なんでしょうけれども、地域の方の不幸というか何かあった場合に、恵まれているという言い方もちよつとおかしいんですけども、普通というのもちよつとおかしいんですけど、方たちはそれなりのいろいろなセレモニーホールとかを使えるんでしょうけれども、あとは自宅とか。そういう使いたい目的というか、若干は考慮していただいたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、1点目、集会所について必ずつくらなければならぬのかということでございますが、そういうことではございません。防集団地を整備するときに、集会所をつくることを前提として集会所用地を確保するかどうかというのは、一番最初の前段のところで合意形成で行ってございます。防集団地があるからといって、そこにつくる集会所が地域全体を担わなければならないということでもございませんし、防集団地と別にほかの集会所を建築するための、整備するための事業というのもございますので、地域ではどちらかを選んでやっていただくという形で進めているようでございます。

それと、2つ目のいわゆる冠婚葬祭的な使い方については、これはあとは地域として使い方をどうするかという部分が一番大事なのかなと思います。いずれ集会所の広さも見てわかりますとおり、一定数集めるスペースとすれば、地域とすれば問題のないスペースであるということはご認識いただいておりますので、あとは使い方という部分については、いずれ地域が考えなければならないと思っています。町が整備するという部分はございますが、いわゆる公の施設扱いにもなりますし、指定管理制度で管理をしていくとお話しも伺っておりますので、そういう中で使い方も含めて今後検討していくことになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃ、わかりました。私が聞いたかったのは、別の場所にも別の補助事業で建てるということでわかりました。今後そういったことは検討があるのかどうか。実は、今回藤浜なんですけれども、従来の家を流されていなかつた方たちと団地に移られた方のかわりというか、うまくいくのかどうかというそういう心配という。例えば藤浜小学校の裏のほうは何軒現在あるのか。たしか10軒弱だと思うんですけども、そういう方たちも言葉では皆さん集会所だということで説明はできるんでしょうけれども、距離的にも若干特に

年配の方は坂道等があったりして、車等があれば移動できるんでしょうけれども、簡単にお茶飲みというかそういったのもおいそれとできないんじゃないかというそういう思いがしているものですから、私例えば小学校の後ろのほうに20軒ぐらいもし残っていたとしたら、そういうといった場合は例えば従来のほうの近くに建てることができたのかとそういう部分を私は聞きたかった。今後8地区整備する上でもそういう状況を踏まえてしていかないと、せっかく立派な建物を建てても、何か地区の建物であって、長い間暮らしていくは別なんでしょうけれども、お客さんぽい感じで使うような私としては今のところイメージがあるものですからこういう心配をしているわけなんですけれども。

そこで、目的として確かに冠婚葬祭なんですけれども、それだけの目的というわけじゃないんですが、私が思うにはデザイン的にも後で改造できる、改造と言ったら変なんですけれども、ほんの小さな改築ができるようなデザインにしてもいいんじゃないかという思いがあつたものですから。例えばどこかこの図面ではあれなんですけれども、後々何年かして例えば葬祭で使われるようなあれがあったら、簡易的なシャワーみたいなやつもつけられるとかそういう後々的にできるようなデザインもいいんじゃないかと思います。そういうふうに思うのか。

合意形成というか住民の人たちの意見を聞いたということですけれども、今回のこういった事業というのは町で発注して、コンサルの方たちにその旨をお願いしているわけなんですね、多分。そして、あとはつくるのが山本セメントさんがつくるということなんですけれども、その中で私いつもこういった設計をするときに思うのが、設計というかつくる人が直接というか意見を聞いて普通の家みたいな感じでするのがいいんじゃないかと思うんですけれども、今回こういったコンサルによる合意形成というんですか、リサーチに関して十分だったのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 何点かありますが、防集団地につくる集会所の意味合いという部分をあらかじめ地域で相談していただいておりますので、防集団地にあえてつくらないで地域としてつくると。場所も求めてですね。そういう集落もございます。それは、あとはその地区内で残存世帯数が多ければ多いほどそういう声が出ているようとして、ただあくまでもどちらかでいずれ地域が管理を担っていかなければならないということになりますと、小さな集落で2つという施設を担っていくことが本当に必要なのかと。逆に無理があるのではないかということで、どちらかというと小さな浜々の防集では、町で整備するか、

あるいは地域として整備するか、二者択一の中で考えていただいているという実情がござります。

ただ、置かれている状況は各地区それぞれ違いますので、そこは地域の方々に考え方を整理していただくようお願いをしているところでございます。

それと、プラスアルファの改築につきましては、いずれどういったお話、どういったニーズが今後出てくるかわかりませんが、木造住宅でございますので鉄筋コンクリートではございませんので、ある程度柔軟性はあるのかなと思います。

それと、考え方等、コンサルを使っての考え方ということでございますが、この平面図は木造協でつくってございます。コンサルと町とのかかわりの中では、合意形成にかかる分、いわゆる地域としてどういった配置、どういったスペース、どういったものが必要なのかというのを基本計画をまとめるまでがコンサルとのやりとりでございまして、その後はその母体をベースに木造協さんに図面を詳細設計していただいて、最終的に地域に示してゴーサインが出た上でこのような機会になっているということでございますので、それぞれ役割分担の中、地域の声はストレートにある程度反映されているものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。

そこで、最後の件なんですけれども、その合意形成なんですけれども、コンサルの方に基本計画まで頼むということですよね。そのまま実はたまたまさっきお昼にその方と会いまして、お話をちょっとさせていただいたんですけども、コンサルの方たちと町も幾度となく意見交換ではないんですけども、やりとりしながら基本計画を練っていくということなんですけれども、そこでやっぱり住民というか使う人たちの本当に意見というかリサーチの部分がこういった時勢なので大変かとは思うんですけども、後々まで使うコミュニティー形成する施設なので、十分リサーチできているのかという私はそういう不安があったものですからお聞きしたんですけども、その件に関して十分かと聞けば十分だという答えがあるんでしょうけれども、なるべく何というんですかいろいろな方たちのリサーチ、その上の合意形成を図っていけるのかどうか最後に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 住民との合意形成の部分は、一番最初、防集事業を始めるときから被災した世帯中心に、地域そのものの代表者といいますか、区長さんであるとか契約会、振興会等の会長さんも入れながら、集会所をどうするかという部分も含めてこれまで

何回も話し合ってきた経緯がございます。この平面的な部分、あるいは集会所の持つべき機能の部分についても、被災を受けていない世帯も含めてご意見を伺ってここまでまとめてきておりますので、ある程度小さな集落はこういった形でできるかと思いますし、今後世帯数の多い団地でどのような合意形成を図っていくかという部分については、引き続き町の課題であるという部分はありますが、被災を受けた、受けていない、そういうった枠にとらわれず合意形成を進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） もう一回だけ伺いたいんですけれども、その合意形成なんです。先ほど課長答弁あったように、従来ですと地区の代表の方とかいろいろな関係団体の長みたいな方たちとの合意形成なんでしょうけれども、何らかの形でその地区の人全員っぽい感じの意見というか聞く場とかを設けられるのかどうかということを伺いたいと思います。

あとは関連なんですけれども、実は学校の統廃合なんかに関しても P T A の会員とかそういった方たちだけの合意形成だったんですけども、私が思うには何かの参考のあれであったんですけども、もしそういった合意形成がある場合は、学校に関しては P T A の会員以外の方たちも P T A の会員のような形で合意形成する必要があるんじゃないかという思いがあるものですから、その点に関して伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、藤浜のような比較的小規模な集落であれば、今回もそうですけれども、地域全体にお声がけしながら合意形成を図ってきたという経緯がございますので、小さな集落については恐らく可能かと思います。

ただ、大きな集落になりますとどういうやり方がいいのか。全員を集めて全員の声をどこまで反映できるかという問題もありますし、そこは地域と進め方そのものも協議してやっていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 財産の取得につきましては、金額では700万円、面積では5,000平米以上が普通の決まりになっているようですが、当町でもそういう条例になっているのかどうか。

それから、いろいろ実施設計だの内容について質疑がありますが、財産の取得は議会としては修正議決もできないんです。イエスかノーかですからそういうふうに内容はなっているんです。だから、内容を聞くことはいいんですけども、そういうふうに私は解釈するという

ことで間違いがあるのかないのかですね。

それから、この契約の相手方、初めてこの齋藤 司さん、気仙沼森林組合の組合長、私よく知っている方なんですけれども、これはどういう協議会なのか。どういう内容のものであつて中身が全然。初めてじゃないですかね、この齋藤さんの。違うべかね。そこら辺の説明をもう一回お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、前段の条例の関係でございます。南三陸町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これがございます。阿部議員篤とご承知のことだと思いますけれども、その3条には予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払い、土地については1件5,000平米以上のものに限るとなってございますので、今回は土地でなくて不動産の建物でございますので、予定価格700万円以上であれば当然議決事件になるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 木造災害公営住宅建設推進協議会につきましては、当初から災害公営住宅、本町で整備します戸建て住宅を町の人材あるいは地域産材、そういったものを活用して提供していきましょうという目的で設立された経緯がございます。これまでも入谷、名足の公営住宅の譲渡契約の際、ご説明をしてきておりますが、建築としてやってい大工さんの組合、建設職組合がございます。数は今ちょっと手元に資料がないんですが、町内の大工さん、一人大工さんも含めて多くの方が参画しておりますけれども、そのほかに資材提供として森林組合、それと町の建設業協会、そういった方々が協議会というものを構成してございます。会長の齋藤 司さんでございますけれども、この方は宮城県森連という立場の中で代表を務めておりまして、本町の協議会の代表も兼ねているという状況でございます。当然森林組合のほか宮城県の森林組合連合会というメンバーも構成員になってございまして、そういった団体で構成されている中の代表者であるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この推進協議会、いろいろ説明があって、これまでも契約、この協議会との契約はあったよね。ど忘れしているものだから、その辺が。それで、1つ、総務課長答弁した中で修正、例えば建物とかいろいろな議員がそれぞれの考え方、内容について質疑をすると。議決には修正議決もあれば否決もありますが、この財産取得に限って修正議決は、修正することはできないということになっていると思っていますが、その辺については答弁

がないのでもう一度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 阿部議員お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第123号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第123号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、市街地の復興事業に伴う拠点連絡道路及び高台避難道路を町道として認定し、地域の交通の発達と公共の福祉の増進を図りたいため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から議案第123号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお開き願いたいと思います。

今回提出している路線は2路線になります。1つ目が志津川環状線でございます。これにつ

きましては、志津川市街地、3つの高台移転地がございますが、それを連絡する道路でございます。次に、東浜街道線、これにつきましては、天王前地区とこの東地区を結ぶ避難道でございます。起点、終点、幅員、それから延長については、記載のとおりでございます。

次に、議案関係参考資料の20ページをお開き願いたいと思います。

路線の位置図を記載しているところでございます。志津川環状線、記載のとおり3つの団地を結ぶ路線となっております。それから、東浜街道線、新井田とこの沼田地区を結ぶ路線ということでございます。

この路線につきましては、まだ工事が始まっておりません。今回このタイミングで議案の提案をさせていただいた理由でございますけれども、現在この2つの路線につきましては、地域の皆様、それから土地使用者の皆様にそれぞれ説明をし、そしてご納得いただき、土地買収の契約、それから間もなく使用権移転の登記をしようとしておるところでございます。

皆様ご存じのとおり、国または地方公共団体で道路用地等を買収した場合、その所得に関しては5,000万円までの特別控除があるわけでございますが、ただこれにつきましても一定の要件がございます。租税特別措置法の33条によりますと、最後の分だけちょっと、最初のほう割愛しますけれども、道路法の規定により収用または買収するものを該当にするということになっております。今、今日現在この2路線については、道路法による認定を行っていませんので、道路法による買収とは該当いたしません。そこで、今回認定をしていただき土地所有者の皆様の税負担を軽減したいと考えております、提案をいたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第124号 町道路線の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第124号町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、宮城県が施工する河川災害復旧工事により一般交通の利用に供する必要がなくなる町道路線を廃止したいため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第124号の細部説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

今回廃止する路線は、汐見1号線でございます。起点、終点、幅員、延長については、記載のとおりでございます。

議案関係参考資料の21ページをお開き願いたいと思います。

位置図を載せております。大変見にくい図面となっておりますが、国道398号線の八幡橋と国道45号線を旧役場前を通過して結ぶ路線になっております。

町長の提案理由にありましたとおり、河川のバック堤の敷地帯となり、そしてまた道路の復旧も必要ないことから、今回廃止するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 濟みません。今の路線は、今は片側からは入れなくて45号線からは入れるようになって、いわゆる旧役場の対策庁舎のあったところで、今まだ相当数の車あるいは観光バスとかが行き来しているんですけども、今後ここには入れなくなるということなんでしょうか。

それと、もう一つは、やはりこの旧役場防災庁舎の県の意向は今どのようになっているかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の廃止理由はバック提の工事によるものということになりますので、当然工事が開始すれば車両の通行は不可能となります。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 県の有識者会議のほうですけれども、引き続き検討中ということですることに対して町には特に何も連絡は入っておりません。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長の答弁あった工事の開始というのはいつごろなのか、もしわかつていたら。それまでは通れるということでよろしいわけですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町道は廃止をいたしますけれども、当面町の認定外道路という位置づけになるかと思います。いずれ町道ではないのですが、その安全策を講じる必要があると考えています。

工事については、前後のまだ用地の取得が終わっていない部分もございますので、今のところ左岸側を優先的に施工しているということでございますので、一定の工事の進捗状況によって、その時点で右岸側にも着手をするという予定でございます。具体的な時期についてはまだ決定はしていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。じゃ、当分は通れるということなんですけれども、それで今認定外道路ということで課長説明あったんですけれども、そうなった場合に何かどういう状況というか、通った方がどういう状況になるのかということを伺いたいんですが。実は先日の台風のときに在郷地区が寸断されまして、私もちょっと遅かったんですけれども、行ってみたら関係の方が旧来の作業をした道路があって、そちらを迂回できるということで何か説明していたんですけども、その際に普通の道路ではないので何かあった場合には補償というんですか、何もできないという説明をしながら迂回させていたんですけれども、今回この認定外道路になった場合はどのような形になるのか。

それと、現在なんですけれども、遠くからよそから来た方たちが対策庁舎に多分行かれると思うんですけども、多分迷いながら行っているんじゃないかなと私思うんですが、何らかの形でこの道路が廃止になってどうなのかわからないけれども、小さくてもいいので矢印の看板等をつけても親切ではないのかなという思いがあるんですが、その件に関しても伺いたい

と思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって道路認定をすることは、町が責任を持って道路の安全を確保し、それで万民に通っていただくということになるかと思います。一方、認定外ということになりますと、多分車の通行は可能だと思うんですが、そこまではなかなか責任を負えないというか整備が行き届かないということだと思います。

この間の台風のときにそういうことを一旦断りながら通行させたということは、当然一般的に整備をされた道路ではないので、どういうトラブルがあるかわからないと。そこをある程度前提に通っていただきたいということで、申し上げたのではないかなと思っております。

それから、看板ですが、特にそこに町がどうのこうの人を誘導するということは今のところ考えていませんので、当然何もないところに建物が目立つわけですから、そこはそれぞれおいでになる方が判断をして通行していただくなきいかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第125号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第125号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員阿部東夫氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、その後任の委員として山内義申氏を任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

山内氏は、平成15年4月から歌津町議会議員として、平成17年11月からは南三陸町議会議員として、通算6年5ヶ月間にわたり地方自治の振興発展のために大変ご尽力をいただきました。また、伊里前小学校PTA会長、町体育指導員等を歴任され、学校教育及び社会教育関係に高い識見を有しております。地域の信望も厚く、温厚、明瞭で高潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第126号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第126号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第126号平成26年度南三陸町一般会計補正

予算についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、戸倉地区子育て支援拠点施設整備に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて、2ページの議案書部分をごらんください。

今回、現計予算に3億5,600万円ほどを追加いたしまして、総額約475億万円とする内容でございます。このいわゆる75億円につきましては、前年度同期比と比較いたしますと、前年は9月補正でございますけれども、マイナスの36.3%、額にして271億円ほど少ない予算という形になってございます。また、475億円総額のうち、いわゆる通常分と震災復興分に分けた場合、通常分が71億7,800万円、15.1%、震災復興分が403億1,700万円ほどということで84.9%になります。また、全体予算に占めるいわゆる投資的経費、普通建設事業や災害復旧事業費の割合でございますけれども、62.9%になります。額にして298億6,000万円ほど、これが投資的経費となってございます

次に、5ページの第2表地方債補正でございます。

今回地方債の追加として、社会福祉施設整備事業として1億2,780万円、限度額で設けさせていただきました。町長提案理由でございましたけれども、戸倉地区の子育て支援拠点施設整備、この事業の財源として一般財源持ち出し相当に地方債を充てる内容です。合併特例債を考えてございまして、充当率は95%でございます。

では、次に事項別明細の説明に入ります。9ページ、10ページをごらんください。

最初に、歳出の部分からご説明申し上げます。今回10款災害復旧費の民生施設災害復旧費に工事請負費で3億6,300万円追加いたします。説明に記載のとおり戸倉地区子育て支援拠点施設建設工事になります。今回戸倉の保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ、以上3施設について、併設の建物を整備する予定でございます。今後発注等の手続に入るわけでございますけれども、予算が単年度ということもございまして、年度末には繰り越しの手続をお願いする予定でございます。

歳入の部分につきましては、この工事費に関する全て財源ということでございまして、まず9款の地方交付税、震災復興特別交付税に今回5,010万円追加補正いたしてございます。補助

事業の補助裏分を震災復興特交で賄っている内容でございます。

次に、14款県支出金の県補助金2目の民生費県補助金、児童福祉費補助金に2,787万4,000円、説明欄には保育所等の複合化・多機能化推進事業補助金でございます。これは、復興交付金でございますけれども、県予算を経由してくる関係上、県補助金として計上してございます。この事業内容については、子育て支援センターと放課後児童クラブの財源としてございます。

下段の民生費補助金で1億1,300万円ほど計上してございます。児童福祉施設等災害復旧事業費補助金でございますが、これが戸倉保育所分の復旧事業の補助金になります。

17款の繰入金、今回震災復興基金繰入金から3,700万円、基金を繰り入れてございます。24年度と26年度に、24年度には小林製薬から2,000万円、本年に入りましてさきの6月の補正で計上いたしましたが、宋慶齡基金協会から2,500万円頂戴いたしてございまして、合わせて4,500万円、寄附金として頂戴してございました。そのうち今回建築費財源といたしまして3,700万円繰り入れる内容でございます。繰り入れ後のこの基金の現在高見込みでございますが、12億7,000万円ほどになる見込みでございます。詳細については、先ほどご説明申し上げました。予備費は財源調整のためでございます。

以上、細部説明とさせていただきますが、この後議案関係参考資料を用いまして、整備事業の詳細につきまして建設課長からご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から施設の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

この施設につきましては、年度当初の特別委員会において基本設計を説明させていただいているところでございます。その後、詳細設計に着手をしておりましたが、その中で一つは災害復旧事業であるということ、それから今後の子供さんの数の検討をさせていただいた結果、若干の見直しをさせていただいております。

具体的なことを申し上げますと、1つは保育所部分の面積でございます。保育所面積、基本設計では771平米ほどございましたが、今回見直しにより563平米、約208平米ほど減ということになってございます。子育て支援施設につきましては、当初基本設計どおり280平米余りで今回変更はございません。あわせまして、基本設計では1,052平米ありましたものが、実施設計では844.78平方メートルということで収縮してございます。

議案関係参考資料24ページに平面図を添付させていただいております。それぞれ色分けをしております。右側のピンクの色で着色した部分が保育所の部分になります。それから、左側

の黄色い部分につきましては、子育て支援センター、青色が放課後児童クラブでございます。それから、残ります白の部分につきましては、子育て支援センター、それから放課後児童クラブの共用部分ということで、玄関、それからトイレ等となっております。

それで、今回見直しをかけましたのは、先ほど申し上げましたとおりピンクの部分になります。主な減とした部分でございますけれども、保育室、基本計画では5室ございましたが、これを4室とし約90平米ほど減としております。それからホール、これが約16平米、それから全体を縮めたことによって廊下が約50平米ほど減ということでございます。それでも震災前と比べまして、保育所については約59平米ほど増となっております。この部分につきましては、保育所の一番左側でございます。乳幼児部分、これまで受け入れていなかった部分について受けるということでこの部分、それからそれに伴いまして保健室、それから今回給食室を増設するということで、保育所全体とすれば震災前より59平米の増ということで取りまとめているところでございます。

以上で、詳細設計の説明とさせていただきますので、よろしくご審議お願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは、質疑に入れます。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま建設課長から平面図について説明ありましたけれども、その中で保育室5室から4室、それに伴ってホールと廊下等も減となったという説明でしたけれども、これは子供たちが減ったための要因なのか。最初からこの計画が大きかったのか。この減になった要因をお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1つは災害復旧であるということがございます。基本となるのが震災前の面積が基本となりまして、それで補助金の額が決定するという一つの要因があります。

それと、もう一つが子供たちの数のこともあるかと思います。これまで同じような部屋を3歳、4歳、5歳ということで、同じ大きさの部屋を3つ設置整備をするという計画でおりましたが、いずれ面積的な要因もございますので、それらを複式学級というわけではございませんが、ある程度年度年度において子供さんの数が違うということで、そこは柔軟に対応できるのではないかということを考えまして、ごらんのように大きな部屋を2つという形で整備を考えたところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 補正予算なので歳入歳出の部分でいうと、歳出がそもそも子育て支援拠点施設整備費のための増額という捉え方だと思いますので、私も前者に続きまして子育て支援拠点施設の内容についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、設計図を見てこれはどうなの、あれはどうなのと言うのは簡単なんですけれども、5月に特別委員会の中でたしか説明いただいたいて、そのときにいただいた資料があって本日持参してきたんですけども、1部屋減ったというのがちょっと図面から追えなくて、どの部屋がというかどういう並びであったものが減ったのかということは、これは後でちょっと個人的にお伺いしたいと思います。

それからというかそれはいいとして、そのときにお話しさせていただいたのは、少子高齢化があるよと。町として子ども・子育てというのをどう考えていくんだろうねというのを5月のときもお話しさせていただいたいて、そのときに町として災害復旧という事業の性質上、どうしても守りというか、以前あった建物を元どおりにするんだという考え方からなかなか大きくは飛躍できないということはさんざんご説明もいただきましたし、自分としても納得せざるを得ない部分というのもあると思うんですけども、ただ何かこう攻めというか売りの部分、この施設ができることでこの町の子育てというのはこう変わるんだよと。変わるものでいかなくとも、こういうプラスの要因があるんだよということはぜひお示しいただきたいということはたしか重ねて強くご要望というか、お話しさせていただいたと記憶しております。その結果が恐らくこれだと思いますので、そこがどういうふうになったのかということはちょっとお伺いしておきたい。要望を最低限満たすものという視点というのはもちろん大切な部分、税金を使ってこういう建物をつくるわけですから、余りとっぴなものを作れないというのは重々わかるんですけども、そういう守りの感覚でこの町は本当にこの後やっていけるんだろうかということは、一般質問でもさんざんお話しさせていただいているので、この拠点施設においてはどういうあらわれがあるのか。どういうニュアンスがここに盛り込まれているのかということを公の場でぜひご説明いただきたいと思いますので、お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） お答えいたします。

以前の震災対策特別委員会の中でご説明をさせていただきましたが、そのときにたしかお話ししたのがどの地域にいても同じような子育てができる環境を整えるというお話をさせてい

ただいたと思います。

今回の戸倉地区のいわゆる子育て支援拠点施設を設計するに当たりまして、その点を第一義といいますか考えまして、まず戸倉地区にはもともと子育て支援センター、あるいは放課後児童クラブ、そういうものはなかったと。それを併設をするということで、その3つの環境を整えましょうということにさせていただきました。

それから、それと併設する戸倉保育所につきまして先ほど建設課長が申し上げましたが、若干小さくなりましたが、実際のところ震災前に戸倉保育所に通園しているお子さんについては、36名ということでございました。今回認可を新たにまた、一旦廃所しましたので認可を受けるんですが、そのときの定員は60名でとろうということで設計に当たりました。60名で設計をいたしますと、やはり先ほど建設課長が申しましたように700平米というそういう数値が出てくると。実際に震災前36名だったお子さん、あるいはそれを推計いたしまして今回提示したのが560平米ですから、震災以前よりまだ預ける条件とすればそれをクリアしていると。これで十分私ども申しましたように、地域で同じような環境で子育てができるということの施設は建てられるという判断をいたしましたので、今回上程させていただいたとそういうことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう一つはわかりやすくと言ったら何なんですかけれども、町民の皆さんにとって安心できる材料として、もう少しこうわかりやすいものというのを例えれば取り入れようとなさったのかどうかということもちょっとお伺いしておきたい。というのは、ここがこの議案ですので戸倉のこの議案に対して質疑をすればいいんですけれども、先ほどの藤浜の集会所に関してそうなんですけれども、今後続していくわけですよね、これが。その続していくときに、何を町が基本的な考え方をしているのかということも明らかにするというのは我々の使命でもあるんだろうと思いますので、しつこく食い下がっている部分もあるんですけれども、その3施設を併設してもともと戸倉にはなかった2施設を新たに併設して、例えば町内全域、戸倉、志津川、歌津、入谷、どの地域にいてもある種均質な教育、保育を受けられる環境にするために設計をしたんだというお話でありましたので、もう一つ、戸倉ならではというか、例えばというものを盛り込もうとなさったのかどうかということをちょっとお伺いしておきたかったということがあります。

さらに言うと、例えば一つのアイデアとして校庭を芝生にしたらどうかというご提案も以前あったと思います。それが考えの中にあったのかなかったのかということもちょっとお伺い

したい。

さらにもう一つお伺いしたいのは、この子ども・子育てというお話になると、新法が成立されて子ども・子育て会議ができました。そこでの意見を参考にいたしますというお話は結構聞くんですけども、そこでどういう議論があって、例えばその結果、この設計のこういうところに反映されていますよということはお伺いしておきたいなと思いますので、ぜひご説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちょっと頭の中で今まだ整理をしている段階なのであれなんですが、基本的には先ほど申しましたように、どの地域においても同じような環境を整えるということがいわゆる町の使命だろうと考えて、設計に反映をさせていただいたつもりでございます。新法ができる、地域として歌津、志津川、入谷、戸倉、どの地域においても同じようなサービスが提供できるというのが理想だろうと考えておりましたので、先ほど言いましたように、戸倉地区においても今まで受け入れていなかった未満児を開設の際には受け入れましょうというそういう準備をさせていただいたということで、ここでいいますとピンクの一番下の部分ですか、ゼロ歳、1歳児のそういう部屋も今回新設をさせていただきました。

今後新法に変わりますし、それにあわせた形で例えばですが、今はまだ個人的な部分が入りますが、保育にかける、かけない、いわゆる保育所に通えないお子さんについても、ここでお預かりできるようなこども園への移行も想定をしていると。そういう設計にさせていただきましたので、その点についてはご了解をいただきたいと思います。

それから、子ども・子育て会議の関係でございますが、いわゆる新法そのものが、この前もちょっと私説明をさせていただきましたが、非常に複雑ですので、なかなか委員さんからは具体的な意見は今のところいわゆる法律の中身についてはどうなっているんですかというそういう質問が大分出てくるんですが、具体的にこの地区のこういう保育所をこういうふうにしてほしいというそういった部分については、まだそういう具体的な意見は出てこないということでございます。

ちなみに、申しわけないんですが、あしたその子ども・子育て会議の第2回目を開催するという予定になっておりますし、来週には毎日ですが、夜にその地区で子ども・子育て支援法、新法の分の説明会をさせていただくということで、町内6カ所を回らせていただきます。その際にそういう細かい部分の意見は出てくるんだろうなと考えております。まだ、その辺の意見については、細かい部分についてはこちらで集約をしておりませんので、その辺はなか

なかお答えするのが難しいんですが、ちなみに名足保育園につきましては、前に僻地ということがございましたので、説明を前段でさせていただいております。その中で、ちなみに父兄の方のご意見の中では、ぜひこども園にしてほしいという意見が大半でございました。その中の2つほどご意見がございましたが、1点は、やはり保育時間が長くなるというのは保護者にとっては非常に助かるということが1点。それから、もう1点につきましては、給食があるのは非常に助かると。そういった部分も考えると、地域、いわゆる保護者の方については、今の僻地保育所よりはこども園にしてほしいというそういう意見が大方でございました。

ただ、今回は1回目のまだアンケートでございますので、その辺のアンケートは継続して行っていきながら、どういった形にしようかということは考えていきたいとそう考えております。今回の設計の中にその部分が反映されているのかと申しますと、非常に細かい部分の技術的なことは私もちよつと存じ上げませんので言いにくいんですが、基本的にはこども園に移行しても大丈夫な施設として今回設計をさせていただいたということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 芝生のお話が出ましたので、芝生について私から説明をさせていただきたいと思っています。

芝生につきましては、基本的に水はけが悪いと根腐れを起こしてよく育たないということをございまして、現状を見ますと赤土で非常に水はけが悪いという状況でございます。よって、芝生を導入となりますと、今の地盤を下げて暗渠排水を入れて砂を敷き詰めて、それに砂をまくか芝を張るかという手法になるかと思います。当然日よけもないし水もないということでその辺の手入れが入ってくるということと、それと子供さんがはだし等で利用することも考えられますので除草剤が実は使用できなくて、雑草等については人力で全て処理をしなければならないといういろいろな問題がございまして、まだまだその導入に当たっては、小学校もそうですけれども、まだまだ検討するべきものがたくさん残っているという状況でございますので、今回については芝生の導入は考えていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 多岐にわたって詳しい説明いただきました。最後にというかぜひお話をさせていただきたいのは、どうなんですかね、表現として適當なのかわかりませんけれども、なくなってしまったのをせっかく新しくつくるんだから、新しい発想を取り入れていこ

うよと言うのは簡単ですけれども、という思いが多分あるんだと思うんです。そのときに例えば町内どの地域でも子育てができるようにと、もしくは法制度が改正されてそれに対しての対応も考えていますと。個別に1個1個例えば芝生化のような問題に対しても検討材料になっていますというお話はあるんですけども、この町の人口をふやしていこうとか人口の減少を食いとめようというお話が大命題だよねという話はずっと前からされていてとなれば、子育ての施設をつくるときに、もう1点、ほかから新しくこの町に人口を獲得するための材料をここに持ってこなければいけないんじやないかという発想があつてしかるべきだと思うんですよね。それがあるのかないのかということを最後に聞きたいんですけども、そういうと何でしょうね、制度上の問題とかお金の問題とかいろいろ問題があるのはわかっているんですけども、例えば町長として、町のトップとして人口対策に取り組むといったときは、さまざまな施策を組み合わせて取り組んでいかなければいけないという答弁をいただいたことがあると記憶しております。そのさまざまな施策の中には、当然子育てとかそういうハードをどうするか、そこをどうやって使っていくかというソフトの問題、さまざま絡み合っていくんだろうと思いますので、こういう3億円を超える予算を投入して新しくハードをつくると。そのときに何でしょうね、今までどおりの災害復旧をやって終わりじゃなくて、その先につなげていくんだという思いというか覚悟というか、質問を限定したほうがいいですね。子育て支援拠点施設であれば、ここを新しくつくることでほかの市町村からこんなに子育てがしやすいですよと呼び込めるような考えが盛り込まれているのかどうか。今後盛り込んでいく予定があるのかどうか。そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほども言ったので若干繰り返しになる部分はあると思うんですが、環境とすれば今回の戸倉保育所、それから戸倉子育て支援拠点施設ができれば、受け入れる体制はできると考えております。ですから、一步踏み込んでという形になるとなかなか難しい部分はあるんですが、環境は整えたと。ですから、どうぞおいでくださいと。別な施策をぜひ展開をして、子供さんをぜひ預けてくださいという条件としては、もう今回の戸倉保育所ができれば整うということでございますので、その辺については繰り返しになりますが、ハードは整える環境は整ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保育所、それから子育て支援センター、それから学童児童クラブですか、これをつくってそれに人口をどう増加させるかという発想をどう結びつけるんだという、そ

の発想そのものがちょっと飛躍部分もあるのかなと。いや、子育て支援というのは保育所をつくればいいというだけの問題じやなくて、乳幼児の医療費の問題等含めてさまざまな要因を含めながら子育て支援というのは町としてやっていかなければいけない。これは、ある意味先ほど来課長がお話ししていますように、こういう一つのハードの部分についての今求められるものについてはこれに包含しているよということのご説明でございますので、基本的にこれをつくったからすぐ人口をどのように増加するんだというそういう発想というのは、ちょっと私としてもなかなか答弁とすれば非常に難しいなと思っておりますので、ひとつその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。1点だけお伺いしたいと思います。

前者のあれでわかったんですけれども、どの地域にいても同じような子育てしやすいようにという環境で、大変喜ばしいことだと思うんですけれども、私が1点伺いたいのは、さきに認定こども園の制度の条例でしたっけ、改正を何かでしたんですけれども、今回できる保育所は将来の移行時におけるスタンスというんですか、それを先ほど課長は若干こども園にしたいような答弁もあったんですけども、そこをある程度明確に検討していたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほども申しましたが、実際には地域の方々に丁寧にご説明を申し上げて、地域の方がそういう認定こども園を望んでいるのかということが一番大切になると思いますので、今から説明会を始めますのでその辺のご意向をお聞きしながら検討させていただきたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。これからだということなんですけれども、いろいろな要望、状況に応えられるような設計ということで、先ほどの答弁のとおりでよろしいわけですか。わかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第127号 平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第127号平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第127号平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、大型医療機器整備に係る債務負担行為の設定を追加するものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、私から細部説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正といたしまして、医療機器購入の期間を平成26年度から27年度までといたしまして、限度額を1億6,600万円と設定するものでございます。

具体的な事項につきましては、来年度開院予定の新病院建設において軀体に影響する大型の医療機器の使用を決定し、今年度は設計に反映すべく入札のみを執行するものでございまして、医療機器の納品につきましては来年度以降になることから債務負担行為を設定するといったものでございます。

以上説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

来年の病院に使う機械ということでわかったんですけれども、それで関連で病院関係を伺いたいんですけども、実は私さきの議会で新しくできる病院に関する薬局、調剤に関するこ

とを若干聞いたんですけども、その後の何というんですか、募集要項等詳しく決まってい
る段階のやつをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、院外調剤薬局のご質問にお答えを申し上
げたいと思います。

具体的には病院の建設予定地の一角を土地をお貸しするということで、院外薬局を開業して
いただくと考えてございます。一応公募をするという形の形式をとる予定でございまして、
10月、11月に業者のプロポーザルによる提案を受けるという予定で現在要項等を準備してお
るといったところでございます。プロポーザルの内容につきましては、おおむね会社の概要
でありますとか今回設置する事業所の概要、それから開設の実績、それから業務担当者の実
績とそれから業務の実績、それから業務の概要、これには資金計画とか収支計画、それから
運営計画でありますとか、運営計画の中には薬剤の調達、患者への対応とか個人情報の取り
扱いとか、それから施設計画という観点につきましては開局までのスケジュールといった内
容のものを、それと最後になりますけれども、その他ということで、地域特性を考慮した配
慮ということの内容をプロポーザルという形の中で業者の方から提案をしていただいて、そ
れを審査委員会で決定をするという進め方で業者を決定の上、年明け来年の6月ぐらいには
工事を着手していただきながら、病院開設に向けて万全の体制をとっていただくというスタ
ンスで事務を進めていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の説明でわかったんですけども、若干プロポーザル方式の中で会社
の担当の実情その他なんですかけども、最後のその他で地域特性とあったんですけども、
どの辺まで地域を限定するのか。今の段階でわかる形で、町内なのかもしくは県内なのか、
それとも東北とかいろいろな地域があると思うんですけども、どこのレベルで地域特性を
何というんですか、検討しているのか伺いたい思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 今、担当レベルの素案でございますけれども、南三
陸町、もしくは宮城県内に本社を置く会社とかもしくは個人という設定を基本として考えて
ございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 県内、町内、個人ということでわかったんですけども、実際何という

んですか、こういった方式を導入するわけですので、町内の方も手を挙げれば入札可能な状況にあるのかどうか。そこを落札可能というんですか何というんですか、それは入札ですかわからぬんでしょうけれども、例えば平成の森とかベイサイドのような指定管理のような形で町内でもできたんでしょうけれども、いろいろなハードルが高くてどうしても町内の連合というか組んでもとれないような状況というのもえててあると思うんですけども、今回のこの調剤に関しては、現段階ではわからないんでしょうけれども、どのような状況なのか。実は、私もこういった件はこういった場じゃなくて、課長もしくは入札ですので総務のほうが担当するのかどうかわからないんですけれども、実際話を聞きにいってもいいんですけども、なかなか微妙な問題で鼻薬というかそういった心配もあるものですから、一応こういった場でお聞きしていますけれども、その点に関してもう一度伺いたい思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 今回の土地につきましては、造成費用、用地取得費用ということで耐用年数で割りましたときに、坪当たり幾らという価格が提示できるものと思ってございます。その中で、その金額で了とする会社、個人の方に提案していただくプロポーザルで審査をさせていただいて、その1位になった会社の方に業務をお願いするといったスタンスでいきたいと思いますので、それが町内の方の申し出で1位になればその方にお願い申し上げるというふうになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番です。

医療機器の購入とあるんですけども、この機器は大きな機器になるんでしょうか。それで、何かのアンケートで町に住みたいという条件の中に、やはり医療、教育、福祉の整った町というアンケートがあったように覚えてます。それで、先ほど子育てのこともありましたけれども、これはやはり子育てとか医療とか福祉とかというのは、全体的な町の活性化の中で捉えて位置づける必要、それはもちろんその上で考えていることだと思います。

それで、お聞きしたいのは、この医療機器の中で特に仮の南三陸病院に行けばああいう機械があるよ、ああいう設備があるよという特徴的なものは予定しているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 医療機器のご質問でございますけれども、まず初めに当町で、当病院で担っていく役割でございますけれども、内科と外科、それから整形外科、内科に伴いまして透析の部門も含めまして、以上のような90床の入院機能を持った病院を建

設すると。それに伴いまして必要な医療機器でございますけれども、現在米山と南三陸診療所にもう既に設定されてあるものについては、それを転用すると。ないものについてのみ購入するという基本的なスタンスに立ってございます。

その中で、今回手術室の照明、それから手術用の一時洗浄のためのR.O水、滅菌された水の製造機、それからエックス線の撮影装置、それから最後になりますけれども、透析用の関連機器という大きい4項目の医療機器を事前に設置するために、基礎であるとか軀体に工夫、それなりの仕様を施す必要のあるものを今回提案申し上げておるといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ここではちょっと要望だけにとどめておきたいと思いますけれども、こういう内科、外科、整形、それから透析もということですので、ぜひお医者さんの招致を頑張っていただきたいと思います。その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 10月に入りまして、当医院の院長が東北大学に出向きました、プレゼンで医師の派遣をさらに要請を申し上げたところでございます。なお、継続的にも大学に医師の招聘につきまして、重ねてお願いを申し上げるということで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 医療機器の購入の債務負担、聞けば内科、外科、整形のこれからの診療科目についての機器だと。透析の器具もその中に入っているんだということあります。それはそれとしていいかと思います。

前者も院外薬局ですか、調剤薬局ですかね、のお話、以前私も質問した経緯があるのかなと記憶しているんですけども、プロポーザルでやられると選定に当たっては提案があった。そうしますと、審査委員会の審査委員の選任という形になるかと思うんですね。その審査委員というメンバー構成はどのようにこれから考えていくのか、もう既に頭の中にあるのか。昨今この入札関係でいろいろ言われているんですが、プロポーザル、提案型は非常に画期的なといいますか、今の日本の入札の制度の中で新しい取り組みだということは言われているんですが、その選定に当たる基準というもの、要するに審査委員会で決定するわけですね。それが、住民が納得いくような決定内容でなければならない。ところが、なかなか難しい。専門的なことで審査委員会で審査するわけですからね。金額じゃないんですよね。中身なん

ですよ、プロポーザルというのは。安ければいいというものではないし、額が高くても内容が濃ければこれに選定したということ。要するに、一般競争入札のように、指名入札もそうですが、額の競争ではないんですね。中身なんですよ。その決定する基準がきっと何か一般的には理解得ないものもかなり発生していると、現在。その辺のところをガラス張りといいますか、問題はその審査委員なんですけれども、今の段階でどのように考えているのか。町長とか副町長は入れるわけはないですから。それから、専門的な方を雇わなければならぬというか、特にこの病院関係は普通の建物と違いましていろいろあるわけですよ。だから、どなたを何といいますか、第三者機関ではないんですけれども、よそからそういった専門の方を入れるお考えなのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） プロポーザル公示する前にこの辺の審査委員も当然お示しを申し上げる必要がありますけれども、例えば医師会とか歯科医師会の会長とかそういった方々を選考するということで、素案の段階ですけれども、これから内部協議をして選考委員7名ぐらいを決定の上に実施をしていきたいということで、内部協議をこれから行いたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 非常にこの選定、決定だ。決めるに非常に難しい。非常に最近の入札方法ではすばらしいと言われている反面、逆にですよ、グレーっぽいなとこう言われているんです、このプロポーザル方式というのは。だから、その辺を住民の方々にきっと理解を得られるような選定をしなくてならない。そのためにはきちんとした審査委員をお願いしなければならない。これは経費かかるんです。審査委員の方々、何ヵ月間かお願いするわけですからね。その経費はちょっと高くなります。まあそれは仕方ないと。だから、ぜひその審査委員を選ぶ段階が問題ですから。いいですか。話しておきますからね。その辺のところをきっと心構えをして、我が町でそういったのは余りやったことがないから、これからどんどんそういう問題も出てきますので、こういうやり方も十分に気をつけて行政側から力を貸すといいますか、かけるようなやり方だけはやってもらいたくない。後でこれは必ず問題が出てきますからね。

それから、まだ始まっていないから何とも言えないけれども、プロポーザルで決定したと。ところが、そのある首長さんが納得しないと蹴っ飛ばした経緯があるんですよ。だから、そういうことも果たしてやっていいものかどうか私はわかりませんが、できるかできない

かわかりませんが、できるからやったんでしょう。そういうことのないように、決まったことはきちんと執行部もそれなりにやってもらわないと、お金をかけてせっかく委員会を設置してやるんですから、審査委員会。その辺をお願いしておきますよ。後で問題が起こらないように。その辺はどうですか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 先ほど今野委員にもお答え申し上げましたけれども、プロポーザルの提案の事項につきましては、その資金計画とか収支計画、そういった今後の事業経営に関する運営計画でありますとかその辺の内容になってございますので、今後うまく地域の特性を考慮した段階の事業運営ができるものかどうか。具体的に薬剤師は人数がそろうのかとか、事務スタッフがそろうかとかそういった内容になってございますので、ある程度今後の事業展開を見込めるというところを判断して可否をつけるということになろうかと思いますので、詳細につきましては、これから事務レベルで関係課と協議をしながら進めまいりたいと考えます。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今調剤薬局の関連のご質問でございますけれども、ちょっと14番議員、提案があったプロポーザル方式の審査委員会のあり方についてのご提言、ご発言ございましたけれども、改めて確認でございますのでお話し申し上げておりますけれども、ご案内のように今の病院・総合ケアセンターの基本設計についてもプロポーザル方式でやってございます。当然こういった内容については、ある部分については公表という形でやってございます。過日9月定例会でご決定いただいた庁舎、あるいは総合支所の建設に係る基本計画もご説明申し上げておりましたように、公募型のプロポーザル方式ということでもう既に公告をこれからする予定でございまして、その場合の審査委員会のあり方でございますけれども、当然対象となる事業の内容によってそこに専門的知識を有する学識経験者、外部の委員も入りまし、それから発注者側は、あるいは経営者側としての内部の委員も含めた中で構成するというのが一般的でございまして、全て外部の委員だけでそういうものはやることではないと。当然のように発注者側の考え方、経営する側の考え方というのは、これは重要な判定基準の要素でもございますので、そういった構成の中でプロポーザルの審査委員会というのは構成されるべきだろうと考えてございますので、そこについてはひとつそのように。そういうご認識でのご発言だとすればそれで結構でございますけれども、外部委員だけで構成されるということではないということについては、この機会でございますので改めてご確認

をさせていただきたいと思います。

それから、当然そういう部分については、公表すべきものについては公表しながら、当然審査に当たっての各基準もあらかじめしっかりした中でされるということでございますので、そこはそのようにひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の発言がどうも外部からだけの委員だという勘違いをされたかもしれません、そうではなくて当然町からの担当課も入るでしょう。だから、どういったメンバー構成なのかという質問をしたんです。まだこれからだということだったものですから、そういう話。とにかくグレーっぽいと。競争入札、額での入札よりもはるかにグレーっぽいと言われている昨今でありますので、その辺十分に気をつけてやってもらいたいと思いますし、先ほども言いましたように行政の力を加えるようなやり方だけはやられては困ると。要するに、先ほどちょっと鼻薬の話も出ましたので、私はそこまでは言いませんけれども、その辺のところを十分に気をつけてやってもらわないと後で問題が起きますので。終わります。

○議長（星 喜美男君） 遠藤町長。

○副町長（遠藤健治君） そこはしっかり意に体しながらやっていく必要があるというのは当然だろうと思います。

ただ、確かにお話をどのように何かいわゆる入札みたいに何かで、数字で決まるというものでございませんで、それぞれの委員の考え方、それに対してグレーっぽいという評価をする方の考え方、これはさまざまございます。その中で出た答えに対して相反する立場の者からすれば、グレーっぽくも見える場合もあり得るということでございますので、いずれ審査委員の方々は、しっかりした審査基準に基づいて適正、公正に審査をした結果ということで最終的な結果を出すということでございますので、いずれにしろそういう形になるようにそれぞれの事業におけるこの種の選定方式については、今後もあり得るだらうと思いますので、そこはしっかり意に体してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第10回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時21分 閉会